

日金協発 第24-205号  
平成 25年 3月 27日

各位

日本貸金業協会  
会長 飯島 巖

自主規制基本規則等の一部改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業活動にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年 4月 1日に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が全面施行されます。これに伴い、本人確認や疑わしい取引の届出等が規定されている、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正いたしましたのでご案内いたします。

なお、改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 コンプライアンス部  
東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3階  
TEL:03-5739-3014 FAX:03-5739-3027

\* コンプライアンス部は、平成25年4月1日より「会員業務部」に部名変更いたします。なお、電話番号等の変更はありません。